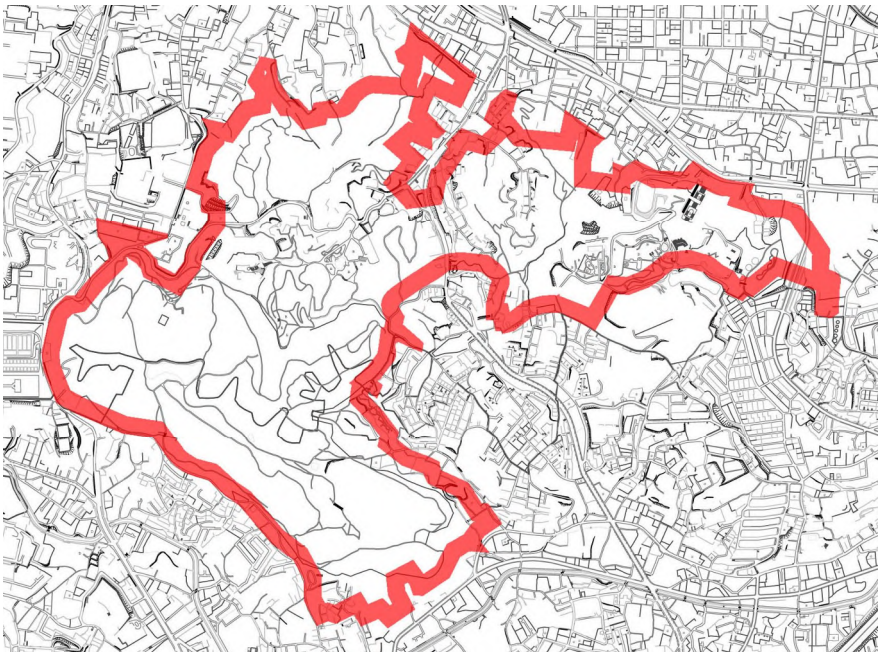


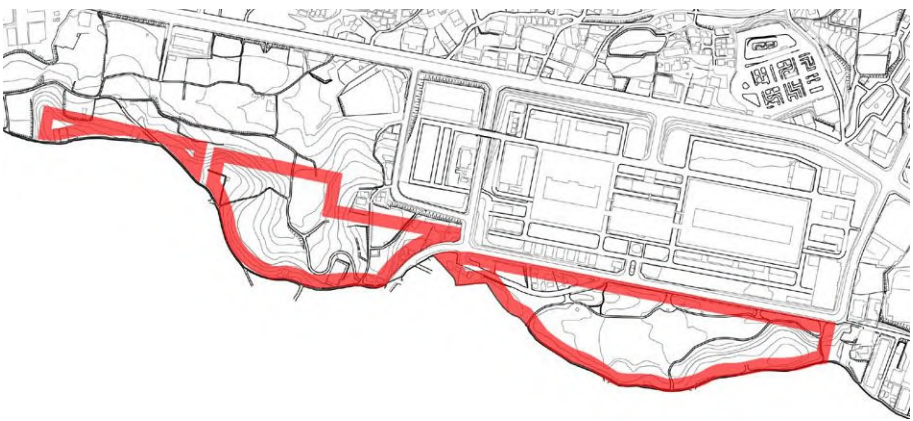
別表第2 第7章 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項関係

1 景観重要公園、緑地等

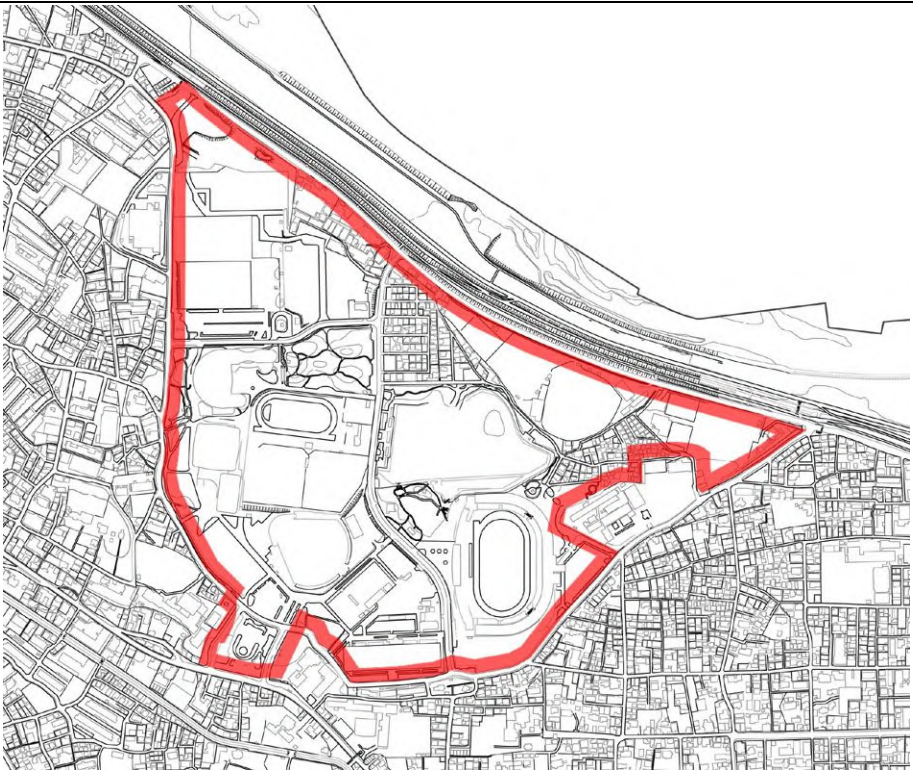
(1) 生田緑地

概ねの位置	
整備等に関する事項	1 緑、水、地形等の景観特性を活かし、にぎわいや憩いを演出するため、自然とのふれあいや親水性を意識した緑地の整備に努める。 2 うるおいと彩りを演出するため、緑の保全を行い、季節ごとに特色のある植栽を施すように努める。 3 周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置に努める。 4 回遊ルートには、周辺環境やデザインに配慮したサイン類の設置に努める。 5 緑地内に設置する施設のデザインは、生田緑地の豊かな緑との調和に配慮する。

(2) 菅生緑地

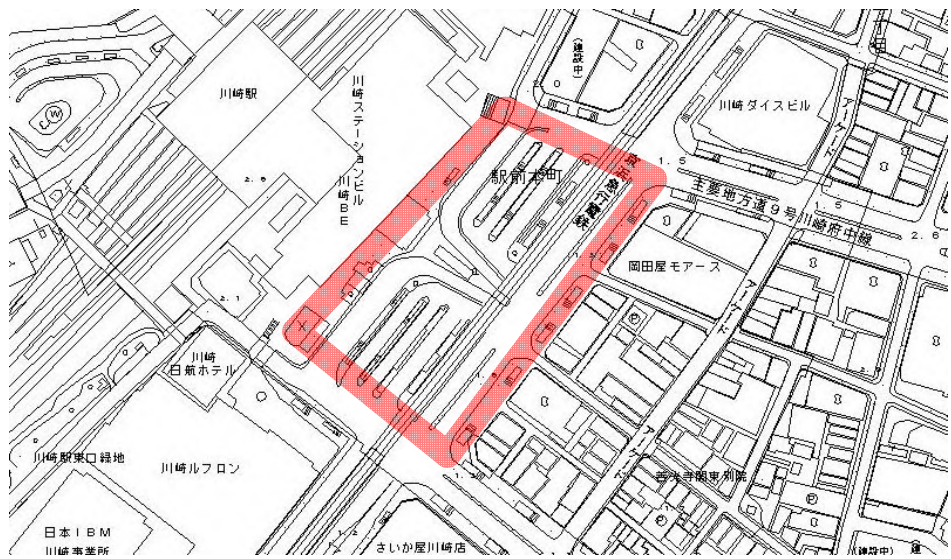
概ねの位置	
整備等に関する事項	1 緑、水、地形等の景観特性を活かし、適切な機能分担を踏まえた緑地の整備に努める。 2 緑地の一部について、自然に親しむことができる回遊ルートの工夫や緑地整備に努める。 3 緑地内や周辺地区に案内板を設置する場合は、周辺環境やデザインに配慮したものとする。

(3) 等々力緑地

概ねの位置	
整備等に関する事項	1 緑、水、文化等の景観特性を活かした緑地整備に努める。 2 にぎわいや憩いを演出するため、多機能的な緑地整備に努める。

2 景観重要道路等

(1) 川崎駅東口駅前広場

概ねの位置	
整備等に関する事項	市の玄関口にふさわしい風格と魅力ある景観の創出を目指し、「明るさ」、「優しさ」、「清潔さ」を景観形成のコンセプトとして、次の事項に配慮し整備を行う。 1 緑を適切に配置し、都市の潤いを演出する。 2 開放感ある景観を演出するため、電線類の地中化を図る。 3 舗装やストリートファニチュア等は、周辺の景観との調和に配慮するとともに一体的にデザインする。